

相・続・通・信 第27号

HP も是非ご覧ください！

相続 飯田

検索

「相続」「飯田」で検索！



相続手続支援センター® 平成 26 年 6 月

◆松本駅前店

〒390-0817

長野県松本市巾上 13-6

0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

◆長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

0120-49-1322

TEL:026-223-1322

◆飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アタージヨ 2 1F

0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

(※今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)

基礎
講座

～万一のときに備える～

『相続手続の基礎』セミナー開催！

穏やかで過ごしやすい季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、本日は、平成 26 年第 2 弾のセミナーをご案内させていただきます。

来る、平成 26 年 6 月 28 日（土）午前 10 時～、～万一のときに備える～『相続手続の基礎』セミナーを開催致します。“相続セミナー”と聞くと、相続税や遺言、遺産を巡る争い等をテーマにお話をする事が多いのですが、今回は「相続手続」に関するお話です。相続が発生したらどういった手続が必要となるの？といった基本的なことから、事例から学ぶポイントまで、“相続手続”を少しでもイメージして頂けるようお話できればと思っております。また、相続とは何か？相続人とは？といった“相続”の基礎知識に関するお話もありますので、相続のことは全然分からないけど、勉強してみたい！といった皆様、是非お越しくください。

セミナー参加費用は無料ですが、予約制となっております。参加を希望する方は、下記の電話番号までご連絡ください。なお、定員になり次第、締め切らせて頂きますので、参加希望の方はお早めにご連絡ください。多くの方のご参加を心よりお待ちしております！

平成 26 年 6 月 28 日(土)

◆時 間／10:00～11:45（開場 9:30）

◆会 場／南信州・飯田産業センター
2 階 研修室

◆講 師／池田 芽衣子

（相続 PRO 相続手続支援センター相談員）

◆参加費／無料

◆持ち物／筆記用具

◆定 員／20 名様（要予約）

相続の基礎知識・相続手続について
勉強したい方！

下記に該当する方！

是非ご参加ください！

- 相続についての知識を深めたい方
- 家族に万一のことがあったとき、何をしたらいいか分からない方
- 自分に万一のことがあったとき、家族に苦勞をかけたくない方

■主催



相続手続支援センター飯田店

0120-13-6415

※申込受付時間：（月～金） 9：00～17：30

～相続の現場から～

自分のルーツをたどろう！

先日、亡くなったお父様の戸籍を持って不動産の名義変更の手続をしたいとご相談に見えたお客様がいらっしゃいました。相続人の確認をするため、お持ちになった戸籍を拝見させていただいていると、お父様には前婚があり、相談者であるお客様には母親の違う兄弟がいることが判明しました。お客様もその戸籍を見るまではその兄弟の存在すら知らなかったとおっしゃっていました。今後は、この母親の違う兄弟の方の戸籍をたどって連絡を取り、お父様に相続が発生していることや、お手續にご協力いただきたいことなどをお話ししていくことが必要となり、当初スムーズにできると思っていた不動産の名義変更のお手続きが、労力と時間のかかる大変なものとなってしまいました。このようなことがあると相続の時に家族がとても困ることになります。さらに、ご本人が亡くなった後に知ったとなると、なおさらです。

では、このようなことを事前に防ぐにはどのような対策が必要なのでしょうか・・・？

弊センターでは、「**エンディングノート**」の活用をお勧めします!!!

「エンディングノート」には、家係図を記入できるページがあります。こちらを完成させるために戸籍をたどっていくと、今まで知らなかった自分のルーツがわかると同時に、相続人の把握ができます。すると前述のケースのように相続の際に困ることなく、慌てずに済みます。戸籍はご自身の出生に関するものでしたら、さかのぼって取得できますので、これを機会に市役所にて戸籍を集めてみてはいかがでしょうか？

そもそも「エンディングノート」とは、ご自身の人生を振り返り、財産や思い出などを整理できるツールです。ご自身に万が一のことがあっても、ご家族がこのエンディングノートを見ることで手続きをはじめとした、様々な場面で助かると思いますし、ノートの作成中は、これまでなかなか面と向かって話にくい問題も家族とじっくり話せるきっかけになると思います。

また、近頃、あちこちで耳にする「終活」をするきっかけとしても、ぜひご活用されてみてはいかがでしょうか。

弊センターでも、1冊 540円で販売しておりますのでお気軽にお問合せ下さい。



相続“豆”知識

Q. 申告期限までに遺産分割協議がまとまらなかったら？

Q1 申告期限において遺産が未分割の場合の相続税申告はどうなるの？

A1 相続人が民法に規定する相続分（特別受益を加味）で相続したものと仮定して、申告・納税をすることになります。その後遺産分割が完了した場合には、実際に相続した財産に応じて相続税の再計算を行い、各相続人が修正申告（追加で納税すること）又は更正の請求（既に納税した税額の還付を受けること）をすることができます。更正の請求をする場合には遺産分割が完了した日の翌日から4月以内に更正請求書を提出しなければなりません。

Q2 申告期限において遺産が未分割の場合のデメリットは？

A2 申告期限までに分割されていない財産については「配偶者に対する相続税額の軽減」と「小規模宅地の特例」の規定は受けることができません。協議がまとまってさえいればこの規定の適用が受けられる場合は、一旦多めに納税をすることになります。申告期限後にこの規定の適用を受けて税金を還付してもらいたい場合には、原則として申告期限から3年以内に遺産分割が完了して、さらに遺産分割が完了した日の翌日から4月以内に更正請求書を提出しなければなりません。